

## 第2回（令和5年度）あいち教育賞募集要項

### 1 趣旨

県内教職員の日頃の研究と実践の成果を広く募り、優れた研究・実践を表彰する。また、その研究・実践を普及・還元することで教職員の更なる資質向上に役立て、学校教育の充実を図る。

### 2 主催

愛知県教育委員会  
公益財団法人愛知県教育振興会

### 3 募集内容

日頃の研究や実践の成果を文章等でまとめたものとする。

### 4 募集部門

- (1) 個人の部
- (2) 共同の部

### 5 応募資格

- (1) 個人の部

県内の公立学校（幼稚園・小中学校及び義務教育学校・高等学校・特別支援学校）に勤務する教職員

- (2) 共同の部

県内の公立学校（同上）の教職員で構成するグループ

### 6 審査及び審査の観点

- (1) 審査は、愛知県教育委員会事務局において厳正に行う。
- (2) 審査の観点は、以下のとおりとする。

- ア 今日の課題、学校教育目標または目指す子供（幼児・児童・生徒）像を踏まえた実践であるか。
- イ 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づいた取組であるか。
- ウ 根拠に基づいて検証・考察を行ったものであるか。
- エ 他の教職員の資質向上や学校教育の充実に資するものであるか。

### 7 様式

- (1) 表紙は別紙様式1を使用し、必要事項（題名、氏名、概要等）を記載する。参考文献・引用文献を用いた場合は別紙様式2を使用し、本文とは別に最終ページに添付する。

※表紙に資料を掲載しない。

※別紙様式1、2は愛知県総合教育センターウェブページからダウンロードする。

- (2) 本文はA4判用紙4枚以上6枚以内（片面使用）とする。

※資料（表・図・写真等）を含む。

※ただし、当面は10枚まで可とする。

- (3) 書式は以下のとおりとする。

- ・40字×45行（横書き・上綴じ）
- ・文字サイズ10.5ポイント
- ・余白は上部2.5cm以上、下部及び左右に2cm以上を設ける。

・本文は彩色しない。

※資料は白黒印刷でも分かるものとする（『<あいち教育賞>研究・実践集』に掲載する際は白黒印刷になる）。

(4) (1)から(3)を満たさない作品は審査対象外とする。

(5) 作品（1部）とともに、応募票（別紙様式3）2部をクリップで添付する。

※別紙様式3は愛知県総合教育センターウェブページからダウンロードする。

## 8 提出期間

令和5年7月3日（月）～8月3日（木）

## 9 提出先

(1) 名古屋市立を除く市町村立の幼稚園・小中学校及び義務教育学校は、市町村教育委員会を通じ、所管の教育事務所へ提出する。

(2) 県立学校は、愛知県総合教育センター研究部教科研究室へ提出する（郵送可）。

※県立学校は、県立（豊橋市立、瀬戸市立、刈谷市立、豊田市立を含む）の高等学校及び特別支援学校を指す。

(3) 名古屋市立学校（幼稚園を含む）は、名古屋市教育委員会指導部指導室へ提出する。

## 10 表彰等

(1) 最優秀賞（賞状及び副賞） 部門ごとに1点以内

(2) 優秀賞（賞状及び副賞） 部門合わせて5点以内

(3) 佳作（賞状及び副賞） 部門合わせて15点程度

※最優秀賞及び優秀賞の表彰は、愛知県教育委員会において行い、副賞は愛知県教育委員会及び公益財団法人愛知県教育振興会から授与する。

## 11 発表及び公開

審査結果は、令和5年12月中旬頃、愛知県教育委員会のウェブページほかにて発表する。また、最優秀賞及び優秀賞作品は、『<あいち教育賞>研究・実践集』（公益財団法人愛知県教育振興会発刊）及び愛知県総合教育センターのウェブページに掲載する。

なお、掲載に当たって、編集上の理由により、原稿の加筆・修正等を求めることがある。

## 12 その他

### (1) 応募の制限

次に掲げる研究・実践等は応募できない。

ア 研究誌（大学等の研究誌を含む）、雑誌、新聞等に掲載されたもの、または本年度中に掲載予定のもの（ウェブページへの掲載を含む）。ただし、県、市町村及び事務協議会の研究誌及び校内研究紀要の範囲内で公表されたものについては、応募することができる。

イ 出版社、新聞社等の募集する懸賞論文等に応募したもの、または本年度中に応募予定のもの。

### (2) 個人情報の取り扱い

個人（特に幼児、児童、生徒）に関する情報を記載または転載する場合には、特定の個人が識別（他の情報を照会することにより特定される場合を含む）され、本人の権利利益を害するおそれがないようにし、次のことに留意する。

ア 氏名、住所、生年月日、生育歴、家庭環境等、特定の個人についての情報は、記載または転載しないこと。幼児、児童、生徒名は、アルファベット順に「児童A、児童B、児童C…」などと表記すること（イニシャル等は使用しない）。

- イ 幼児、児童、生徒の作文、感想文、記録等を記載または転載する場合には、構成上必要な最小限の範囲にとどめ、特定の個人が識別されることのないよう留意すること。
- ウ 幼児、児童、生徒の写真を使用する場合には、複数で写っているものを使用し、顔部分が判別できないようにすること。ただし、事例研究等で、やむをえず単独で写っているものを使用する場合には、顔部分が判別できないようにするとともに、本人及び保護者の承諾を得ること。
- エ 特定の幼児、児童、生徒を抽出して、内的な成長記録等を綴ることにより文章を構成した場合は、特定の個人が識別可能であることから、本人及び保護者の承諾を得ること。
- オ 最優秀賞及び優秀賞作品は『<あいち教育賞>研究・実践集』と愛知県総合教育センターのウェブページに掲載されるため、上記ウ、エにおいては、この点も含めて本人及び保護者の承諾を得ること。
- (3) 研究・実践に当たって先行研究・実践等のある場合は、実践とそれらの関係を明らかにする。
- (4) 応募作品は、所属長の承認を得て提出する。
- (5) 応募作品（最優秀賞及び優秀賞作品は除く）は審査終了後返却する。
- (6) 最優秀賞及び優秀賞作品の著作権は主催に属し、作品の返却は年度末に所属学校へ郵送する。